

実地指導での指導事項

(令和5年度実施分：抜粋)

市では、適正な介護保険運営のため、介護サービス事業所に対する実地指導を行っています。令和5年度の実地指導で、文書指導、口頭指導が行われたものは次のとおりです。

1. 介護予防支援事業所

- ・運営規程と重要事項説明書の内容に整合が取れない部分がある。

(例：誤字、苦情受付の内容に誤りがある等)

- ・運営規程、重要事項説明書の内容に誤りがある。

(例：誤字、管理者の職種 等)

【基準】

- ・指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明し、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。
(さくら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下条例）第7条)

【基準】

- ・指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
(条例第20条)

- ・外部研修には参加しているが、研修の年間計画を立てていない。

【基準】

- ・3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(条例第21条)

- ・利用者の個人情報同意書において、開始日付の無いものがある。

【基準】

- ・指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第 33 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を使用する場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を使用する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。
- （条例第 25 条）

- ・苦情受付の窓口について、事業所内に掲示していない。
- ・苦情を受付、記録する簿冊が作成されていない。

【基準】

- ・指定介護予防支援事業者は、その提供した指定介護予防支援又は介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（以下「指定介護予防支援等」という。）に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- （条例第 28 条）

- ・事故状況、対応経過を記録する簿冊が作成されていない。

【基準】

- ・指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について記録しなければならない。
- （条例第 29 条）

2. 地域密着型通所介護

- ・消火器周辺に物が仮置きされている。

【基準】

- ・指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

(さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下条例）第 59 条の 5)

3. 小規模多機能型居宅介護

- ・運営規程、重要事項説明書の内容に誤りがある。

(誤字、加算の情報が古い 等)

【基準】

- ・指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 31 条に規定する運営規程の概要、小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (以下条例) 条例第 108 条 (第 9 条の準用))

【基準】

- ・指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(第100条)

- ・居宅サービス計画について、暫定計画の説明日に日付が入っていない。

【基準】

- ・指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員 (第 82 条第 12 項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。) に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 4 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(条例第 96 条)

- ・運営推進会議の会議録が公表されていない。

【基準】

- ・指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないものとする。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
(条例第 108 条（第 59 条の 17 の準用）)

4. 認知症対応型共同生活介護

- ・運営規程、重要事項説明書の内容に誤りがある。(誤字、加算の情報が古い 等)
(例：誤字、加算の情報が古い 等)

【基準】

- ・指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第122条に規定する運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
(さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下条例)第128条(第9条の準用))

- ・身体拘束等適正化指針において、身体拘束に関する記録が2年間保存と記載されている。

【基準】

- ・2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第5号及び第6号に掲げる記録にあつては、2年間)保存しなければならない。
- (3) 第117条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
(条例第127条)